

平成24年度
原子力研究、開発及び利用に関する計画
(案)

平成24年4月
原子力委員会

目 次

はじめに

第1章 平成24年度原子力関係経費の概要	1
第2章 平成24年度原子力関係経費予算額総表	6
第3章 平成24年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針に照らした 平成24年度の取組について	15
1. 原子力災害対策本部の定めたロードマップにおける中長期的課題 への対応	16
2. 原子力安全確保対策の強化	19
3. 被ばくした人々の長期健康管理の取組	20
4. 国際社会における責任ある行動の推進	21
5. 信頼回復への対応	22
6. 当面の課題克服と将来に向けた研究開発・人材の確保への対応	22
別添 平成24年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針	25

はじめに

原子力委員会は、「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」第2条の規定に基づき、毎年、関係行政機関の原子力の研究、開発及び利用に関する経費（以下、「原子力関係経費」という。）の見積り等について企画し、審議し、及び決定してきている。

平成24年度の原子力関係経費の見積りを行うに当たって、本委員会は、我が国の原子力の研究、開発及び利用を巡る最近の動向等を踏まえつつ、関係府省が取り組むべき重要課題を示した「平成24年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を平成23年7月19日に決定した（別添参照）。この「基本方針」では、平成24年度原子力関係経費にかかる取組は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、東京電力福島原子力発電所事故からの復旧及び原子力発電の安全対策の強化に係るものを中心とし、平成17年の原子力政策大綱に基づく核燃料サイクル、放射性廃棄物、放射線利用、人材育成、保障措置及び国際協力のような取組については、継続しないと国益を損ねると考えられるものに限って継続するものとするとした。

平成23年8月15日に政府は「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」を閣議決定した。同基本方針では、原子力行政の「規制と利用の分離」の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省にその外局として原子力安全庁（仮称）を設置するとしている。また、原子力安全規制に係る関係業務を一元化することで、規制機関として一層の機能向上を図るものとし、このため原子力安全庁（仮称）においては、原子炉及び核燃料物質等の使用に係る安全規制、核セキュリティへの対応、環境モニタリングの司令塔機能を担うものとしている。その後、政府は平成24年1月31日には、環境省の外局として原子力規制庁の設置等、新たな原子力規制行政のための関連法案を閣議決定し、国会に提出した。しかしながら4月17日現在、関連法案の国会審議は終了していない。

平成24年度予算概算要求については、東日本大震災の影響で各府省から財務省への提出が例年より1ヶ月遅れて9月30日となった。本委員会は、これを受け、11月1日に、関係府省の概算要求額の速報として「平成24年度原子力関係経費概算要求額総表」のとりまとめを行った。そして、11月15日、22日及び29日には、平成24年度原子力関係経費の概算要求の内容について主な関係府省から聴取し、各要求が、「基本方針」で示した取り組むべき重要課題に適切に対応していることを確認した。

その後、平成24年度政府予算案が平成24年1月24日に国会へ提出されたことを受けて、平成24年2月14日に、「平成24年度原子力関係経費政府予算案」のとりまとめを行った。

本計画は平成24年4月5日に平成24年度政府予算が成立したことを受けて、本委員会が、関係府省の平成24年度原子力関係経費及び当該経費による取組について、「平成24年度原子力研究、開発及び利用に関する計画」として取りまとめたものである。

以下、第1章には平成24年度原子力関係経費の概要を、第2章には平成24年度原子力関係経費予算額の総表を、第3章には「基本方針」に照らした平成24年度の原子力の研究、開発及び利用の主な取組について記載している。

今後、関係府省においては、東京電力福島原子力発電所の事故からの復旧及び原子力発電所の安全対策の強化、国益に資する事業の維持・継続のため、適切に予算を執行することを期待する。

第1章 平成24年度原子力関係経費の概要

第1章 平成24年度原子力関係経費の概要

1. 全体概要

東日本大震災による東京電力福島原子力発電所事故の影響を受け、平成24年度における原子力関係重要施策は大幅な変更が行われ、東京電力福島原子力発電所事故からの復旧及び原子力発電の安全対策の強化並びに従来の原子力政策大綱に基づく事業（従来事業）から構成される。原子力委員会において見積り及び計画をとりまとめてきた原子力関係経費については、今般原子力行政における「規制と利用の分離」の観点から、原子力規制庁が設置され規制の一元化が行われることに伴って、原子力規制庁が所掌する原子力規制対策に係る予算については、原子力委員会の所掌外となることから、この計画から除外している。

予算は東京電力福島原子力発電所事故に伴う事業に係る予算が4,861億円、従来事業に係る予算が3,533億円となっており（いずれも原子力規制庁所掌分の予算を除く。以下も同じ。）、総額は、8,394億円となっている（図1）。

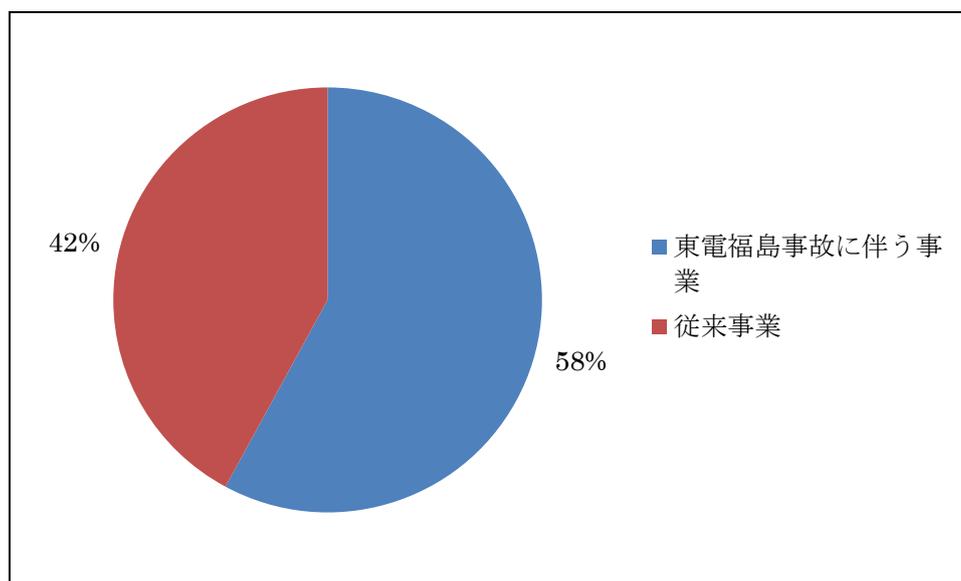


図1 平成24年度原子力関係経費合計総額内訳

2. 東京電力福島原子力発電所事故に伴う事業に係る予算

①全体

東京電力福島原子力発電所事故に伴う事業に係る予算の総額は4,861億円となっており、そのうち93%を環境省、5%を文部科学省の経費が占めている(図2)。また、環境省の経費の内訳は、83%が放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施であり、その他の大部分は放射性物質汚染廃棄物処理事業となっている。(図3)

内訳は、一般会計と特別会計から構成されるが、特別会計が99.9%を占めている。

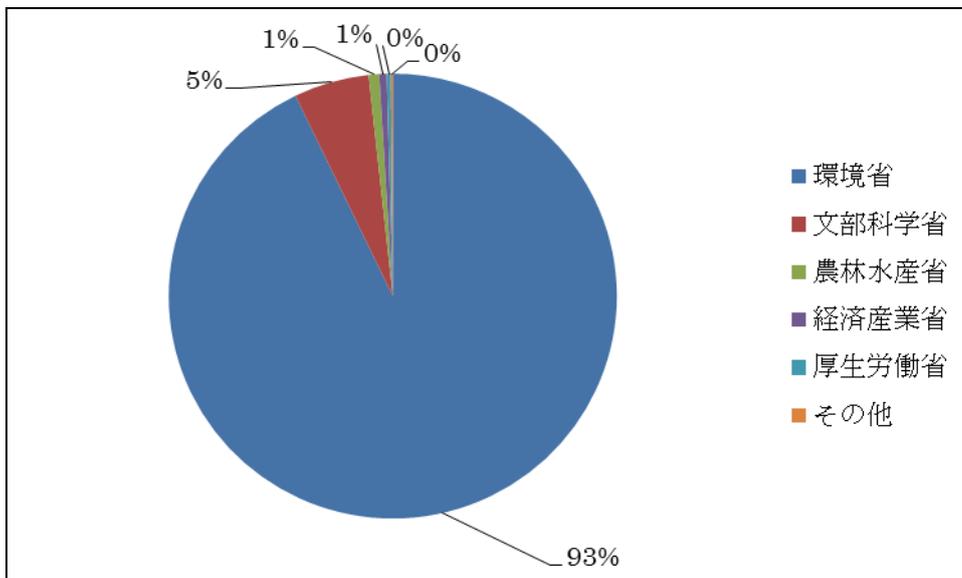


図2 東京電力福島原子力事故に伴う事業に係る予算の省庁別内訳

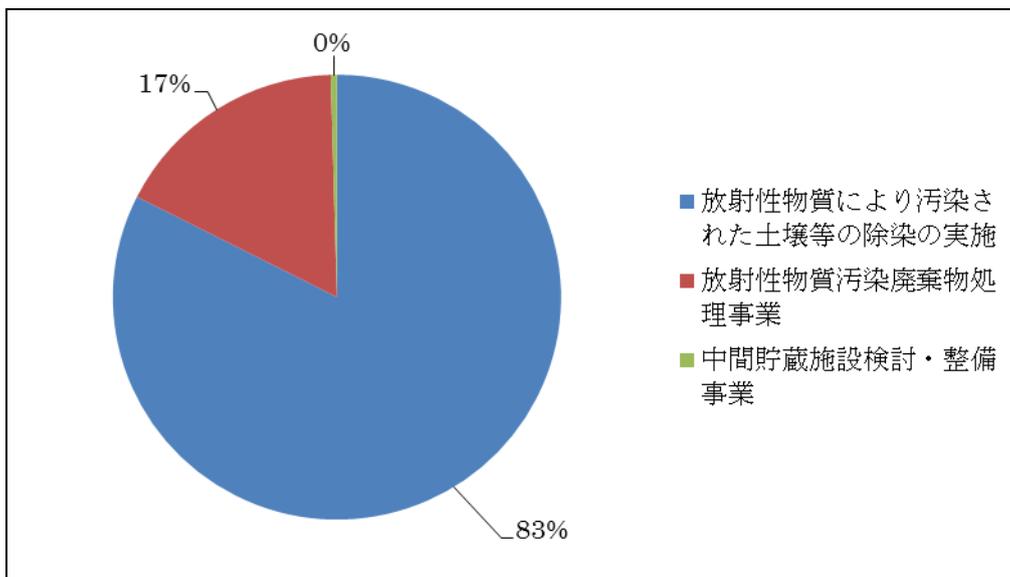


図3 東京電力福島原子力発電所事故に伴う事業に係る環境省予算の内訳

②一般会計

一般会計の総額は2.5億円であり、その内訳は総務省の福島原発活動消防職員の健康管理に要する経費及び農林水産省の農産物等輸出回復事業（復興）の2件となっている。

③特別会計

特別会計の総額は4,858億円であり、その主な項目は、環境省の放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施（3,721億円）、放射性物質汚染廃棄物処理事業（772億円）、文部科学省の原子力災害からの復興に向けた研究開発・人材育成の強化（105億円）となっている。

3. 従来の原子力政策大綱に基づく事業に係る予算

①全体

従来の原子力政策大綱に基づく事業に係る予算の総額は3,533億円であり、このうち、一般会計は1,052億円、特別会計は2,482億円となっている。

省庁別では、文部科学省が2,095億円（14.2%減）、経済産業省が1,366億円（24.6%減）となっている（図4）。

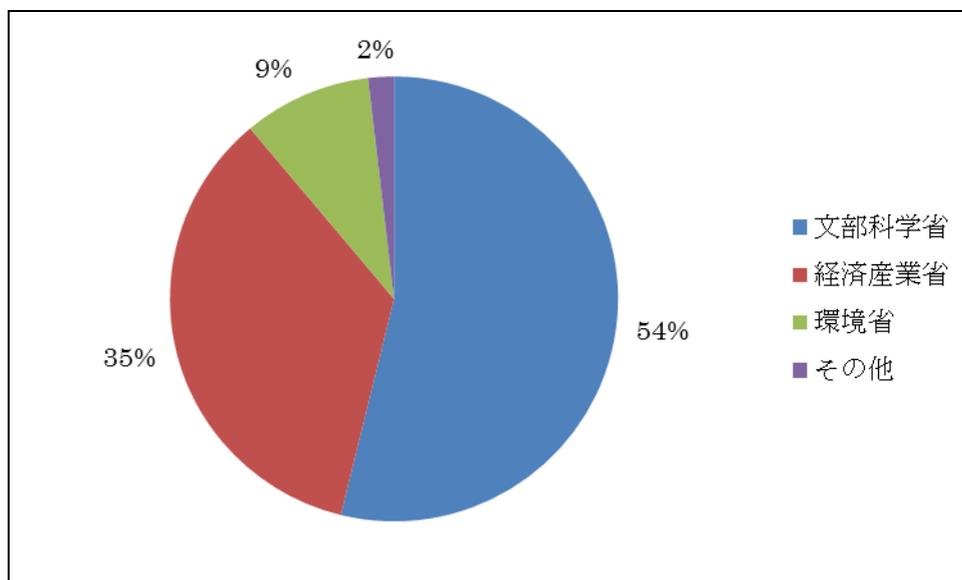


図4 平成24年度原子力関係経費省庁別内訳（従来枠分）

②一般会計

内閣府は1.8億円と前年比90.3%の減額となっている。これは、原子力安全委員会に必要な経費が原子力規制庁に振り替えられたことなどによるものである。

外務省は69.8億円と前年比17.6%の増額となっている。これは、

原子力安全関係経費拠出金（13.8億円）の新設等によるものである。

文部科学省は979.8億円と前年比10.3%の減額となっている。これは、日本原子力研究開発機構に必要な経費が105億円の減額となっていることなどによるものである。

③特別会計

電源立地対策の項目は1,448億円となっており、平成23年度当初予算と比較して379億円の減額（20.7%減）となっている。電源利用対策の項目は1,034億円となっており、同301億円の減額（22.5%減）となっている。

大きく減額している事項は、電源立地対策では129億円減額している電源立地地域対策交付金、電源利用対策では175億円減額している独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費となっている。

なお、平成23年度に151億円であった独立行政法人原子力安全基盤機構電源立地勘定運営費交付金及び50億円であった同電源利用勘定運営費交付金は、平成24年度は全て原子力規制庁に振り替えられており、原子力安全規制対策の項目に独立行政法人原子力安全基盤機構運営費として206億円を計上しているが、これについては本集計の対象から除外している。

第2章 平成24年度原子力関係経費予算総表

1. 平成24年度原子力関係経費政府予算

～ 東京電力福島原子力発電所事故に伴う事業（1） ～

総額： **486,085**百万円

担当省庁	施策名称	概要	平成24年度 予算額 (百万円)
内閣官房 (約2億円)	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会経費	平成23年5月24日付け「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について」の閣議決定に基づき、事故の原因及び事故による被害の原因を究明するための調査・検証を、国民の目線に立って開かれた中立的な立場から多角的に行い、事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言を行う。	180
	内閣の重要政策に関する指針検討経費	東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力災害対策について、被災者の安全確保に万全を期すため、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官に対する外部専門家によるアドバイザーグループを設け、被災者の避難、受け入れの際の安全確保に関すること、被災者の被ばくに係る長期的な医療、健康管理に関すること、その他、放射性物質に関する人体への影響一般に関すること等について、国民に的確に伝え、国民とのリスク・コミュニケーションを有効かつ円滑に行うべく専門的な観点より随時、助言を行う。	34
消費者庁	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	東日本大震災・原発事故を踏まえ、食の安全・安心を確保するため、食品と放射能に関する理解を広げることを目的として、消費者と専門家が共に参加する意見交換や政府の取組をお知らせする会を全国各地で展開し、広範囲な層の消費者への浸透を図る。	26
総務省	福島原発活動消防職員の健康管理に要する経費	緊急消防援助隊として東京電力福島第一原子力発電所3号機使用済燃料プールに対する放水活動等を行った消防職員について、健康診断の実施、健康データの管理等を行う。	15
外務省	原子力安全に関する国際会議開催経費	I A E A と共催で、平成24年後半に我が国で原子力安全に関する国際会議を開催し、事故の検証結果などの情報の共有、原子力安全に関する取組を発信し、原子力の安全に係る国際的な信頼回復を図る。	344
財務省 (約0.6億円)	東日本大震災復旧・復興に係る酒類業の健全な発達の促進	東京電力福島原子力発電所の事故を受け、酒類の安全性の確保に万全を期す観点から、酒類等の放射性物質に関する調査等を実施する。	7
	東日本大震災復旧・復興に係る独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費	東京電力福島原子力発電所事故を受け、ゲルマニウム多重波高分析装置による放射能分析を実施する。また、放射能分析に係る研究・調査（酒類製造における放射能物質への影響等の研究・調査）も併せて実施する。	57
文部科学省 (約264億円)	福島県及び全国における環境モニタリングの強化等	東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の環境回復、子供の健康や国民の安全・安心に応えるため、福島県及び全国における陸域・海域モニタリングや航空機によるモニタリングを実施する。	3,755
	児童生徒等のための放射線被ばく防護の推進	児童生徒等の安全・安心のため、放射線被ばく防護・低減化を推進するために必要な調査や対策をきめ細かに実施する。	985
	原子力災害からの復興に向けた研究開発・人材育成の強化	除染技術確立に向けた取組を実施し、避難している住民の早期の帰還に貢献する。また、官民全体のロードマップに沿った、廃炉までの事故収束に必要な研究開発を推進する。更に、原子力の安全性を高め、また、万が一の原子力事故に対応するための研究開発や人材育成に取り組む。	10,549
	原子力損害賠償の円滑化	「原子力損害賠償紛争審査会」による指針の策定や「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介等、被害者救済のため、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化を図る。	1,771
	その他	放射線による長期的な健康影響の評価・低減化、被ばく医療研究の強化や東日本大震災後、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた（独）日本原子力研究開発機構施設の安全確保に係る経費等	9,334

担当省庁	施策名称	概要	平成24年度 予 算 額 (百万円)
厚生労働省 (約14億円)	食品中の放射性物質対策の推進	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、新たに設定する基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、自治体の検査体制の整備を支援するほか、国において流通段階での買上調査を実施するなどの対策を推進する。	717
	放射性物質による食品等の汚染に対する取組みへのWHO等による支援	世界保健機関（WHO）や国際がん研究機関（IARC）が食品等に関する検査等に対して助言や諸外国から信頼される情報発信等の支援を行うに当たり必要な費用を拠出する。	95
	東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策	東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置等について立入検査等による適切な指導を行う。また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた人に対し、がん検診等を実施する。	598
農林水産省 (約37億円)	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	国産農畜産物の安全を確保するため、農畜産物等の放射性物質濃度の調査等を実施するとともに、リスク管理措置の検証に必要な実態調査を実施する。	684
	農産物等消費拡大推進事業	被災地等で生産された農林水産物等が、風評に惑わされることなく選択されるよう、消費拡大に向けたPRを実施。	126
	農産物等輸出回復事業（復興）	諸外国におけるメディア等を活用して日本産食品等の安全性や魅力を伝えるための情報発信を実施し、日本産食品等の輸出回復に努めるとともに、被災地の産品を支援する。	238
	農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発	高濃度汚染地域での安全・効率的な土壌除染、汚染土壌の減容・処分、森林からの放射性物質拡散防止、汚染作物等の減容・安定化技術の開発を実施する。	191
	森林・林業・木材産業に関する放射性物質調査事業	森林内の放射性物質の詳細調査や木材製品・特用樹等への影響について、継続的な調査を実施する。	68
	森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業	森林施業等による放射性物質拡散防止・低減技術等の検証・開発を実施する。	243
	森林における除染等実証事業	集落周辺等の森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術の早期確立・改善に必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を実質的に推進を図る。	891
	森林域における放射性物質流出抑制対策調査	森林からの放射性物質の流出を抑制するため、放射性物質を含む土砂の崩壊・流出の危険性を把握するための調査を実施する。	806
	放射性物質影響調査推進事業	原発事故周辺海域の回遊性魚種等の水産物に含まれる放射性物質の調査を実施する。	286
経済産業省 (約26億円)	海洋生態系の放射性物質挙動調査事業	我が国周辺海域において、食物連鎖等を通じた放射性物質の濃縮の過程等の挙動を明らかにするための科学的な調査等を実施する。	190
	発電用原子炉等事故対応関連技術基盤整備委託費	事故対応に資する技術基盤整備（例：過酷事故事象解析コードの整備など）に速やかに着手することで、事故収束への道筋をいち早く明らかにし、原子力災害からの復興を目指すために実施する。	1,500
	発電用原子炉等事故対応関連技術開発費補助金	ステップ2（冷温停止）以降の中長期的な事故処理に速やかに着手するための技術調査や計画策定等（例：建屋内にアクセスするための除染方法の検討など）を前倒しで実施する。	500
	原子力安全に関する国際会議開催経費	IAEAと共催で、平成24年後半に我が国で原子力安全に関する国際会議を開催し、事故の検証結果などの情報の共有、原子力安全に関する取組を発信し、原子力の安全に係る国際的な信頼回復を図る。	172
	被災地域広報施設復旧対策事業交付金	東日本大震災により損壊した原子力関係の広報施設の修繕を実施する。	389
原子力損害賠償支援機構関係	原子力損害賠償支援証券の発行及び償還に関する諸費の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ	19	

担当省庁	施策名称	概要	平成24年度 予 算 額 (百万円)
環境省：本省 (約4,513億円)	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、いち早く事故による汚染を除去するため、国直轄除染実施区域の生活圏における除染、除染に伴い発生する汚染土壌等の焼却及び仮置き、除染実施後の定期的なモニタリングによる放射線量の監視、線量が相当高い地域における除染実証事業、地方公共団体における除染活動等の支援、正確かつ分かりやすい情報発信等を実施する。	372,090
	放射性物質汚染廃棄物処理事業	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、放射性物質によって汚染された対策地域内廃棄物および指定廃棄物の処理、廃棄物処理施設等モニタリング等を実施する。	77,224
	中間貯蔵施設検討・整備事業	除染によって出てくる土壌等や、一定以上の濃度の放射性物質に汚染された廃棄物を適切に一時保管するためには、中間貯蔵施設の整備が急務であり、中間貯蔵施設の整備に向けての現地調査として、地形・地質調査や放射性物質を含めた環境影響に関する調査等を行い、施設の設計に係る検討を進め、さらには搬入物を効果的に減容化する技術・手法の検討を実施する。	2,000

注1) 四捨五入により、端数において合致しない場合がある。

注2) 平成24年度予算における原子力規制庁所掌に係る予算については、原子力委員会の集計から除外している。

～ 東京電力福島原子力発電所事故に伴う事業（２） ～

○ 事業の一部に、原子力関係経費に関する内容があるが、額が内数となっているため、総額の集計からは除外。

担当省庁	施策名称	概要	平成24年度 予 算 額 (百万円)
内閣官房	原子力災害における風評被害抑制のための国際広報強化・充実等経費	国際広報強化・充実等を図る一環として、東京電力福島原子力発電所事故に伴う風評被害は、依然として深刻であり、それが継続すれば国益を大きく損ねる。このため、風評被害を可及的速やかに克服し、傷ついた日本ブランドを再構築するために必要な、国際広報の強化・充実を図る。	3百万円の内数
消費者庁	被災4県に対する「地方消費者行政活性化基金」の増額	各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）により、被災4県（岩手・宮城・福島・茨城）では基金に不足が見込まれるため、増額措置を行う。	364百万円の内数
農林水産省	東日本大震災農業生産対策交付金（このうち、以下の事業が該当）	東日本大震災の影響により低下した生産力の回復、消費者の信頼回復や新たな高付加価値化、低コスト化に向けた取組を総合的に支援する。	2,899百万円の内数
	農業生産工程管理（GAP）の導入	東京電力福島原子力発電所事故等により生産の休止や風評被害を受けた地域が早期に需要者や消費者の信頼を回復できるよう、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応した高度な農業生産工程管理（GAP）の導入を支援する。	
	放射性物質吸収抑制	東京電力福島原子力発電所事故により生産の休止や風評被害を受けた地域における消費者の信頼の回復や現地ブランドの再興に向け、品種・品目転換や資材施用等による放射性物質の吸収抑制対策等の取組を支援する。	
環境省	放射性物質・災害と環境に関する研究	環境中に広がった放射性物質の除染・処理技術の開発・高度化等の研究を実施する。	1,005百万円の内数
	環境モニタリング調査	東日本大震災により、被災地においては、建築物解体や瓦礫処理などによりアスベストの飛散、被災した工場などからの有害物質等の漏出、震災起因漂流物の流出及び東京電力福島原子力発電所からの放射性物質の漏出等により環境汚染の拡大が懸念されており、被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供する必要から環境モニタリング調査を実施する。	1,567百万円の内数

2. 平成24年度 原子力関係経費政府予算
 ～ 従来の原子力政策大綱に基づく事業 総表 ～

単位：百万円

債：国庫債務負担行為限度額

	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 額	対前年度 比較増△減	対前年度比
一 般 会 計	債 8,291 117,041	債 1,285 105,165	債 △ 7,006 △ 11,877	-10.1%
文部科学省	債 8,291 109,249	債 1,285 97,975	債 △ 7,006 △ 11,274	-10.3%
その他	7,793	7,189	△ 603	-7.7%
内閣府	1,824	176	△ 1,648	-90.3%
総務省	7	-	-	-
外務省	5,936	6,980	1,044	17.6%
国土交通省	25	33	8	31.4%
エネルギー対策 特別会計 電源開発促進勘定	債 722 316,108	債 1,994 248,166	債 1,272 △ 67,942	-21.5%
文部科学省	債 722 134,883	債 1,994 111,563	債 1,272 △ 23,320	-17.3%
経済産業省	181,225	136,603	△ 44,622	-24.6%
・電源立地対策	債 0 182,605	債 0 144,754	債 0 △ 37,851	-20.7%
文部科学省	債 0 26,298	債 0 23,602	債 0 △ 2,695	-10.2%
経済産業省	156,308	121,151	△ 35,156	-22.5%
・電源利用対策	債 722 133,503	債 1,994 103,412	債 1,272 △ 30,090	-22.5%
文部科学省	債 722 108,585	債 1,994 87,961	債 1,272 △ 20,625	-19.0%
経済産業省	24,917	15,452	△ 9,466	-38.0%
合 計	債 9,013 433,149	債 3,280 353,331	債 △ 5,734 △ 79,819	-18.4%
文部科学省	債 9,013 244,132	債 3,280 209,539	債 △ 5,734 △ 34,593	-14.2%
経済産業省	181,225	136,603	△ 44,622	-24.6%
その他	7,793	7,189	△ 603	-7.7%

注1) 四捨五入により、端数において合致しない場合がある。

注2) 東電福島原子力発電所事故に伴う事業等に係る経費については、別添資料のとおり。

注3) 平成24年度予算における原子力規制庁所掌に係る原子力安全規制予算については、原子力委員会の集計から除外している。

(1) 従来の原子力政策大綱に基づく事業【一般会計】

単位：千円
債：国庫債務負担行為限度額

省別	事項	平成23年度 予算額	平成24年度 予算額	対前年度 比較増△減	備考
内閣府	計	1,824,092	176,298	△ 1,647,794	対前年度比 -90.3%
	1. 原子力研究開発利用の計画的遂行等に 必要な経費（原子力委員会）	192,760	176,298	△ 16,462	
	2. 原子力利用の安全確保等に必要な経費 （原子力安全委員会）	724,543	0	△ 724,543	
	3. 沖縄県におけるウリミバエ侵入防止事業 に必要な経費	728,957	（ 沖縄振興特別推進交 付金(803.4億円)の内 数 ）	-	
	4. 沖縄県におけるイモゾウムシ等根絶防除 に必要な経費	177,832		-	
総務省	計	7,320	-	-	対前年度比 -
	1. 原子力災害対策の拡充に必要な経費	7,320	（ 救助技術の高度化を 含めた総額(26.5百万 円)の内数 ）	-	
外務省	計	5,936,431	6,980,493	1,044,062	対前年度比 17.6%
	1. IAEA分担金及び拠出金	5,903,564	5,570,843	△ 332,721	
	2. 二国間原子力協力協定交渉関連経費	23,754	19,517	△ 4,237	
	3. 国際活動参加経費	7,218	6,300	△ 918	
	4. 原子力安全関係経費拠出金	-	1,382,249	1,382,249	
	5. 原子力科学技術に関する研究、開発及び 訓練のための地域協力協定（RCA）関係 経費	1,895	1,584	△ 311	
文部科学省	計	債 8,291,386 109,248,863	債 1,285,330 97,975,334	債 △ 7,006,056 △ 11,273,529	対前年度比 -10.3%
	1. 日本原子力研究開発機構に必要な経費	債 8,291,386 70,065,292	債 1,285,330 59,519,174	債 △ 7,006,056 △ 10,546,118	-15.1%
		（ エネ特会を 含めた総額 債 9,013百万円 ） 173,980百万円	（ エネ特会を 含めた総額 債 3,280百万円 ） 145,174百万円	（ エネ特会を 含めた総額 債 △5,734百万円 ） △28,806百万円	
	2. 放射線医学総合研究所に必要な経費	11,596,347	10,830,855	△ 765,492	-6.6%
	3. 大学共同利用機関法人に必要な経費	10,993,708	10,993,708	0	0.0%
	4. 文部科学省内局に必要な経費	16,519,235	16,631,597	112,362	0.7%

省 別	事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 額	対前年度 比較増△減	備 考
	5. 原子力試験研究費	74,281	0	△ 74,281	-100.0%
	うち、文部科学省	13,483	0	△ 13,483	
	厚生労働省	7,810	0	△ 7,810	
	農林水産省	2,634	0	△ 2,634	
	経済産業省	43,654	0	△ 43,654	
	国土交通省	6,700	0	△ 6,700	
農林水産省	計	-	-	-	対前年度比
	1. 奄美群島におけるアリモドキノウムシ 根絶防除に必要な経費	(消費・安全対策交付 金(3,023百万円)の内数)	(消費・安全対策交付 金(2,606百万円)の内 数)	-	
国土交通省	計	24,748	32,510	7,762	対前年度比 31.4%
	1. 放射性物質の輸送の安全基準策定に必要な 調査解析等	11,940	20,556	8,616	
	2. 放射性物質輸送の安全確認等	11,902	11,181	△ 721	
	3. 放射性物質安全輸送に係る講習会の実施	906	773	△ 133	
合 計		債 8,291,386 117,041,454	債 1,285,330 105,164,635	債 △ 7,006,056 △ 11,876,819	対前年度比 -10.1%

注1) 四捨五入により、端数において合致しない場合がある。

注2) 平成24年度予算における原子力規制庁所掌に係る原子力安全規制予算については、原子力委員会の集計から除外している。

(2) 従来の原子力政策大綱に基づく事業【エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定】

単位：百万円

債：国庫債務負担行為限度額

事 項	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 額	対前年度 比較増△減	備 考
	債 0	債 0	債 0	
電源立地対策	182,605	144,754	△ 37,851	対前年度比 -20.7%
1. 電源立地等推進対策委託費	2,415	2,079	△ 336	
2. 原子力施設等防災対策等委託費	7,926	2,179	△ 5,747	
3. 電源立地等推進対策補助金	9,446	9,224	△ 222	
4. 電源立地地域対策交付金	118,803	105,906	△ 12,898	
5. 電源立地等推進対策交付金	15,441	16,347	906	
6. 原子力施設等防災対策等交付金	11,313	8,678	△ 2,635	
7. 国際原子力機関等拠出金	622	301	△ 321	
8. 独立行政法人原子力安全基盤機構 電源立地勘定運営費交付金	15,053	0	△ 15,053	
9. 電源地域工業団地造成利子補給金	2	0	△ 2	
10. 周辺地域整備資金へ繰入	1,500	0	△ 1,500	
	債 0	債 0	債 0	
11. 事務取扱費等	85	40	△ 45	
	債 722	債 1,994	債 1,272	
電源利用対策	133,503	103,412	△ 30,090	対前年度比 -22.5%
1. 発電技術等調査研究委託費	34	27	△ 7	
2. 使用済核燃料再処理技術確証調査等委託費	593	267	△ 326	
3. 原子力発電施設等安全技術対策委託費	980	0	△ 980	
4. 軽水炉等改良技術確証試験等委託費	11,527	8,481	△ 3,046	
5. 放射性廃棄物処分基準調査等委託費	4,161	4,140	△ 21	
6. 使用済燃料再処理技術確立費等補助金	3,325	2,078	△ 1,247	
7. 全炉心混合酸化物燃料原子炉施設 技術開発費補助金	200	200	0	
8. 原子力発電関連技術開発費等補助金	3,458	2,378	△ 1,080	
9. 国際原子力機関等拠出金	229	165	△ 63	
10. 独立行政法人原子力安全基盤機構 電源利用勘定運営費交付金	5,038	0	△ 5,038	
11. 独立行政法人日本原子力研究開発機構 運営費	101,241	83,706	△ 17,536	
	債 722	債 1,994	債 1,272	
12. 独立行政法人日本原子力研究開発機構 施設整備費	2,673	1,949	△ 724	
13. 事務取扱費等	44	21	△ 22	
	債 722	債 1,994	債 1,272	
	316,108	248,166	△ 67,942	対前年度比 -21.5%

注1) 四捨五入により、端数において合致しない場合がある。

注2) 平成24年度予算における原子力規制庁所掌に係る原子力安全規制予算については、原子力委員会の集計から除外している。

第3章 原子力関係経費の見積りに関する基本方針に照らした平成24年度の取組について

第3章 平成24年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針（平成23年7月19日原子力委員会決定）に照らした平成24年度の取組

本章では、平成24年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針（平成23年7月19日原子力委員会決定）が掲げている6つの重要な政策目標（1. 原子力災害対策本部の定めたロードマップにおける中長期的課題への対応、2. 原子力安全確保対策の強化、3. 被ばくした人々の長期健康管理の取組、4. 国際社会における責任ある行動の推進、5. 信頼回復への対応、6. 当面の課題克服と将来に向けた研究開発・人材の確保への対応）に係る施策の概要とこれに対応する平成24年度の関係府省の主な取組を示す。

1. 原子力災害対策本部の定めたロードマップにおける中長期的課題への対応

【基本方針の内容】

平成24年度において、国と東京電力は「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」における中長期的課題に着実に取り組むことになる。

当面の課題は、環境モニタリングを継続的に実施して放射性物質による環境汚染の程度・様態を把握するとともに、環境放射線を日常生活に差し支えない水準に低下させる取組を多様な状況と要望を踏まえて広い地域において実施し、回収した放射性物質で汚染されたものを適切に管理していくことである。故郷への帰還に向けての土壌等の除染・改良の取組については、この成果を活用するのは当然としても、規模が大きくなると予想されるので、国内外から多方面の知恵を動員して最適な方法を見出し、実証試験やモデル事業を実施してこれを推進するための必要なルールとマニュアルとを定め、これに基づいて大規模に実施していくべきである。

放射線安全に関して知見を有する原子力関係機関は、国と自治体の協力により進められる被災住民の方々の安心・安全の確保のための取組に、全面的に協力するべきである。また、食品・海産物等の安全規制とその管理、風評被害の防止についても、原子力関係者は、これまで培った知識を研究開発によって深化・普遍化しつつ有効に活用して、積極的に協力するべきである。

なお、これらの取組は、専門性の高いものではあるが、地域・コミュニティ主体で実施されるべきものも多いので、地域・コミュニティに寄り添ってきめ細かい対応が可能となる仕組みを適切に整備して推進するべきである。

当該発電所においては、大量の放射性廃液の処理、この処理に伴って発生する大量の放射性廃棄物の管理、構内の汚染建物・土壌や災害廃棄物の処理、使用済燃料の運び出しや損傷燃料の取り出し、廃炉措置を、長期間をかけて着実に進めていくことが必要となる。国と東京電力はこれらの実施に向けてのロードマップを作成し、関係行政庁は連携してその推進体制を明確にし、必要に応じ法的枠組みを整備して、東京電力に対して着実にこれらの取組を推進することを求めるとともに、創意工夫が求められる困難な取組に関しては、効果的な技術の研究開発や実証の取組を先行して推進していくべきである。

【平成24年度の主な取組】

- 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、いち早く事故による汚染を除去するため、国直轄除染実施区域の生活圏における除染、除染に伴い発生する汚染土壌等の償却及び仮置き、除染実施後の定期的なモニタリングによる放射線量の監視、線量が相当高い地域における除染実証事業、地方公共団体における除染活動等の支援、正確かつ分かりやすい情報発信等を実施する。　（環境省）
- 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、放射性物質によって汚染された対策地域内廃棄物および指定廃棄物の処理、廃棄物処理施設等モニタリング等を実施する。　（環境省）
- 放射線による長期的な健康影響評価、緊急被ばく医療研究の充実にに向けた取組等を実施する。　（文部科学省）
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、（独）日本原子力研究開発機構等において、より効率的・効果的な除染技術の開発や、廃炉までに必要な研究開発を実施する。　（文部科学省）
- 東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の環境回復、子供の健康や国民の安全・安心に
　　応えるため、福島県及び全国における陸域・海域モニタリングや航空機によるモニタ
　　リングを実施する。　（文部科学省）

○除染によって出てくる土壌等や、一定以上の濃度の放射性物質に汚染された廃棄物を適切に一時保管するためには、中間貯蔵施設の整備が急務であり、中間貯蔵施設の整備に向けての現地調査として、地形・地質調査や放射性物質を含めた環境影響に関する調査等を行い、施設の設計に係る検討を進め、さらには搬入物を効果的に減容化する技術・手法の検討を実施する。
(環境省)

○東京電力福島第一原子力発電所の中長期的な廃止措置等に向けた取組を安全かつ安定的に進めるため、技術基盤整備（例：過酷事故事象解析コードの整備など）実施する。
(経済産業省)

○集落周辺等の森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術の早期確立・改善に必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組について実質的な推進を図る。
(農林水産省)

○『原子力安全規制に関する組織の見直しについて』（平成23年8月12日関係閣僚了解）において、「環境モニタリングについては、有事はもとより、平時も国全体のモニタリング機能の維持・向上を図るための計画立案・調整を行う司令塔機能（SPEEDIの運用を含む。）を、新組織が担う。」とあり、①緊急時のモニタリングの実効性担保のための動員計画、②緊急時に原子力規制庁（仮称）が自ら現場の状況を把握するための体制整備、③自治体のニーズに即応した放射線モニタリングの実施を行う。
(環境省)

○森林からの放射性物質の流出を抑制するため、放射性物質を含む土砂の崩壊・流出の危険性を把握するための調査を実施する。
(農林水産省)

○食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、新たに設定する基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、自治体の検査体制の整備を支援するほか、国において流通段階での買上調査を実施するなどの対策を推進する。
(厚生労働省)

○国産農畜産物の安全を確保するため、農畜産物等の放射性物質濃度の調査等を実施するとともに、リスク管理措置の検証に必要な実態調査を実施する。
(農林水産省)

○東京電力福島第一原子力発電所の中長期的な廃止措置等に向けた取組を安全かつ安定的に進めるため、技術開発（例：格納容器内部調査等に係る装置の開発・製作など）を実施する。
(経済産業省)

- 原発事故周辺海域の回遊性魚種等の水産物に含まれる放射性物質の調査を実施する。
(農林水産省)
- 森林施業等による放射性物質拡散防止・低減技術等の検証・開発を実施する。
(農林水産省)
- 高濃度汚染地域での安全・効率的な土壌除染、汚染土壌の減容・処分、森林からの放射性物質拡散防止、汚染作物等の減容・安定化技術の開発を実施する。
(農林水産省)
- 我が国周辺海域において、食物連鎖等を通じた放射性物質の濃縮の過程等の挙動を明らかにするための科学的な調査等を実施する。
(農林水産省)
- 被災地等で生産された農林水産物等が、風評に惑わされることなく選択されるよう、消費拡大に向けたPRを実施。
(農林水産省)
- 森林内の放射性物質の詳細調査や木材製品・特用樹等への影響について、継続的な調査を実施する。
(農林水産省)
- 東京電力福島原子力発電所事故を受け、ゲルマニウム多重波高分析装置による放射能分析を実施する。また、放射能分析に係る研究・調査（酒類製造における放射能物資への影響等の研究・調査）も併せて実施する。
(財務省)
- 東京電力福島原子力発電所の事故を受け、酒類の安全性の確保に万全を期す観点から、酒類等の放射性物質に関する調査等を実施する。
(財務省)

2. 原子力安全確保対策の強化

【基本方針の内容】

国は、大量の放射性物質を内包する原子力の研究、開発及び利用に係る施設が各地に存在し続ける現実を踏まえ、本年6月の原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対し日本政府が提出した報告書に示された具体的な教訓をその安全確保の実務に生かすべきであり、緊急安全対策に係る中長期的課題の達成を含む原子力安全規制の充実、原子力防災対応の強化に係る取組を着実に行うべきである。また、安全対策の高度化に有用な技術開発を推進するとともに、安全技術基盤の強化を図るべきである。

【平成24年度の主な取組】

○軽水炉安全対策高度化に向けた技術開発の推進として、東京電力福島第一原子力発電所の事故で得られた教訓を踏まえ、シビアアクシデント対策を中心として事業者側と規制側の双方が活用し得る安全対策高度化に資する技術基盤の整備の実施や既設炉の安全対策高度化に資する開発課題について技術開発の支援を行う。 (経済産業省)

○平成23年5月24日付け「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について」の閣議決定に基づき、事故の原因及び事故による被害の原因を究明するための調査・検証を、国民の目線に立って開かれた中立的な立場から多角的に行い、事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言を行う。(内閣官房)

3. 被ばくした人々の長期健康管理の取組

【基本方針の内容】

国は、福島第一原子力発電所事故により被ばくした発電所従事者、防災業務従事者、住民の長期的な健康管理を行う体制を整備して、これに取り組むべきである。さらに、被ばく医療体制を充実するとともに、被ばくの影響の評価とその低減化に関する研究を含む放射線防護研究の強化を図るべきである。また、放射線に対する正しい理解を目指しての情報開示、情報提供、放射線教育、リスク・コミュニケーションの取組も重要である。

【平成24年度の取組】

○東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置等について立入検査等による適切な指導を行う。また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた人に対し、がん検診等を実施する。 (厚生労働省)

○東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力災害対策について、被災者の安全確保に万全を期すため、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官に対する外部専門家によるアドバイザーグループを設け、被災者の避難、受け入れの際の安全確保に関すること、被災者の被ばくに係る長期的な医療、健康管理に関すること、その他、放射性物質に関する人体への影響一般に関すること等について、国民に的確に伝え、国民とのリスク・コミュニケーションを有効かつ円滑に行うべく専門的な観点より随時、助言を行う。 (内閣官房)

○東日本大震災・原発事故を踏まえ、食の安全・安心を確保するため、食品と放射能に関する理解を広げることを目的として、消費者と専門家が共に参加する意見交換や政府の取組をお知らせする会を全国各地で展開し、広範囲な層の消費者への浸透を図る。

(消費者庁)

○緊急消防援助隊として東京電力福島第一原子力発電所3号機使用済燃料プールに対する放水活動等を行った消防職員について、健康診断の実施、健康データの管理等を行う。

(総務省)

4. 国際社会における責任ある行動の推進

【基本方針の内容】

今回の事故後の対応に関して、海外へ向けての正確でわかりやすい情報発信の重要性が認識された。今後ともこの取組を充実して推進するべきである。また、この事故に係る知見を人類の共有財産とするための国際的取組に進んで貢献するべきである。さらに、原子力安全に関する国際社会の取組の充実等を提案したことを踏まえ、これらに率先して貢献する必要がある。

なお、原子力損害賠償条約の重要性を改めて想起するとともに、この事故から核セキュリティに係る課題をくみ取り、このリスク管理に係る取組の基本的考え方を整備して、現場における取組の充実を求めるとともに、それを国際社会に発信していくことも重要である。

【平成24年度の取組】

○IAEAと共催で、平成24年後半に我が国で原子力安全に関する国際会議を開催し、事故の検証結果などの情報の共有、原子力安全に関する取組を発信し、原子力の安全に係る国際的な信頼回復を図る。

(外務省、経済産業省)

○諸外国におけるメディア等を活用して日本産食品等の安全性や魅力を伝えるための情報発信を実施し、日本産食品等の輸出回復に努めるとともに、被災地の産品を支援する。

(農林水産省)

○世界保健機関（WHO）や国際がん研究機関（IARC）が食品等に関する検査等に対して助言や諸外国から信頼される情報発信等の支援を行うに当たり必要な費用を拠出する。

(厚生労働省)

5. 信頼回復への対応

【基本方針の内容】

国は、今回の事故を受けて国民との信頼関係の回復・強化に取り組むべきである。さらに、上記の IAEA に提出した報告書において推進するとして、原子力発電のあり方について国民的な議論を行っていくための取組を進めていくことも重要である。

また、原子力施設の立地地域においては、その安全性に関する正確な説明に対する要求が高くなっているため、関係者は正確な情報の提供等に努めるとともに、このことに関する地域社会の取組に対して積極的に協力し、支援を行うべきである。

【平成24年度の取組】

- 立地地域との共生・国民の理解のための取組を実施する。(文部科学省、経済産業省)
- 「原子力損害賠償紛争審査会」による指針の策定や「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介等、被害者救済のため、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化を図る。(文部科学省)

6. 当面の課題克服と将来に向けた研究開発・人材の確保への対応

【基本方針の内容】

原子力研究開発については、福島支援に高い優先順位を置くべきである。また、シビアアクシデント対策強化のための研究などを国際協力によって推進し、その成果が世界の原子力安全の向上につながるよう取り組むべきである。したがって、こうした取組を担う原子力安全研究開発推進体制を強化するべきである。

また、ウラン燃料の安定供給、核燃料サイクル、放射性廃棄物に関する取組については、継続しないと国益を損ねると考えられるものは継続する。特に、放射性廃棄物対策については将来の原子力政策の在り方がどう変化しようと必須の課題であるため、着実に進める必要がある。高速増殖炉とその核燃料サイクルについては、将来の原子力政策におけるその位置づけが定まるまでの間は、技術基盤の維持や国際標準化への貢献のために必要な取組に限って実施するべきである。

J-PARC 等、今回の地震により被災したが、継続的に大きな成果を生み出すことが期待される研究施設については、その復旧に注力するべきである。また、国際約束に基づく研究開発である ITER 計画や BA 活動等の核融合研究開発については、震災影響の最小化等に向けて関係者間で調整・検討を行うべきである。

上記（１）～（５）の推進の取組には産官学の叡智を結集することが必要であるから、そのための創意工夫を行うべきである。

また、引き続き各方面において専門性の高い人材が必須となる。現在の状況において、このような研究開発等を含む原子力の研究、開発、利用の取組に参加することを志す若い人材を確保するためには相当の努力が必要である。したがって、関係機関は創意工夫を凝らしてこうした人材の育成・確保に努めるべきである。

【平成24年度の取組】

- 官民全体の東京電力福島原子力発電所事故に係る中長期ロードマップに沿った、廃炉までの事故収束に必要な研究開発を推進する。更に、原子力の安全性を高め、また、万が一の原子力事故に対応するための研究開発や人材育成に取り組む。（文部科学省）
- 第4世代原子炉システム国際フォーラム（G I F）の下で実施されている高速炉に関する安全設計要件の構築に向けた取組等として、設計検討及びそれに必要となるデータ収集等を実施し、高速炉の安全設計要件の国際標準化等を図る。（経済産業省）
- より多くの白金属元素を含む高レベル廃液等を溶融可能なガラス素材及びより確実に廃液を処理できるガラス溶融炉の開発により、安定的かつ安全な高レベル放射性廃棄物の処理・処分を目指す。23年度に引き続き24年度も、事業成果を六ヶ所再処理工場に導入する選択肢を保持しつつ、事業費を必要な最低限度へ縮小し事業期間を繰り延べる。（経済産業省）
- 世界のウラン需要が、中国、インドの原子力大規模拡大計画等により確実に増加していく中で、ウランの全量を海外から輸入している我が国にとって、ウラン調達を我が国が保有する自主開発権益からのものに置き換えていくことは、原子力発電の安定的な運転のため重要な課題である。また、我が国による海外での原子力原子力発電所建設に際して、建設先の国より燃料供給保証を求められる場合もあり、ウラン資源確保の重要性がより高まっている。そのため、リスクの高い海外ウラン鉱山開発事業に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が自ら参画するとともに、民間事業者の海外ウラン探鉱事業に対してリスクマネーを供給する。（経済産業省）
- 高レベル放射性廃棄物等の地層処分技術の信頼性と安全性の一層の向上を目指し、深地層の地質・地下水等の調査技術、地層処分システムの性能評価技術等の高度化開発を行う。また、東日本大震災を受け、巨大地震・津波の影響についての検討、東京電

力福島第一原子力発電所の事故により発生する放射性廃棄物の処理・処分の検討を行う。
(文部科学省、経済産業省)

○高レベル放射性廃棄物等処分事業について、東京電力福島第一原子力発電所の事故後の状況を踏まえ、地層処分について一般の人がどのように感じているかを聞き、その内容に応じて、国民全般に対し、国が前面に立って全国各地での説明会等の広聴・広報を実施する。
(経済産業省)

○既設原子力発電所の安全確保、途上国、新興国のニーズや安全規制面での国際貢献に対応できる人材等、これから原子力分野で活躍する人材の育成・確保を目指し、東京電力福島原子力発電所事故の教訓を踏まえた大学等の研究炉・原子力発電所等での実習、国内外の研究機関でのインターシップ、カリキュラムや教材の開発、講師招聘等の取組を支援。
(経済産業省)

○地域のニーズや多様性を踏まえつつ、除染、廃炉、高経年化対応等のための技術力の向上やシニア人材を活用した世代交代に伴う現場作業技術の継承対策等、現場技能者育成のための体系的な教育カリキュラムの作成及びそれに基づく実践的訓練・研修等の取組を支援。
(経済産業省)

○高速増殖サイクル技術開発は、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の研究開発や高速増殖炉サイクル実用化研究開発等について施設の維持管理の必要な取組を実施。
(文部科学省)

○原子力平和利用確保のために、核セキュリティ、核不拡散・保障措置イニシアティブの実施、国際機関やアジア諸国への協力を行う。
(文部科学省)

○エネルギー問題と地球環境問題を同時に解決する可能性を有する核融合エネルギー実現に不可欠な ITER 計画等を国際約束に基づき実施。
(文部科学省)

○J-PARC により陽子加速器を用いた中性子をはじめ、放射線利用技術を活用して、基礎研究から産業応用までの幅広い分野における研究を推進する。
(文部科学省)

平成24年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針

平成23年7月19日

原子力委員会決定

1. 基本認識

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれが引き起こした津波による東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国の原子力政策においてはこの事故への対応が喫緊の課題となっている。

現在、当該発電所では、炉心の冷温停止状態の確立に向けた努力が行われている。国としては、平成23年6月25日に東日本大震災復興構想会議から提出された提言を踏まえ、事故の収束はもとよりであるが、原子力災害の応急対策、復旧対策、復興について責任を持って対応することとしている。すなわち、被災者や被災自治体への支援を確実に行うとともに、一元的な取組による放射線量の継続的かつ計画的測定と公開、土壌汚染等への対応、住民の放射線に係る健康管理に万全を期すことにしている。さらに、福島県の再生と復興に向けての取組を責任を持って推進することとしている。同時に、現在稼働中あるいは再起動が予定されている原子力発電所に求めた、津波を原因とするシビアアクシデントの防止を目指す緊急安全対策の内容及びその実施状況並びに今後実施が予定されているストレステストの目的、内容及び結果について、地元自治体や地域住民に対して十分に説明を行うことにしている。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」は、中間とりまとめでこの発電所に来襲した巨大な津波は、「通常地震の連動」と「津波地震」が同時に起きたことにより発生した可能性があるとしている。しかしながら、原子力委員会は、この事故の結果、原子力施設に設定されている設計基準津波や設計基準事象の妥当性に対する疑念が生じたこと、これらに対する深層防護の取組が不十分であったことがわかったこと、原子力政策において従来前提にしていた規模をはるかに超える事故が発生したこと、原子力発電所内外における危機管理体制に課題が見出されたことを踏まえて、原子力発電の安全対策の強化を図ることを求めることとする。同時に、深刻な原子力災害が継続している現実を踏まえた上で、原子力基本法の目指す原子力の研究、開発及び利用は今後いかにあるべきかを考究し、今後の取組の基本的考え方を平成24年中に定めるものとする。

る。

そこで、平成24年度原子力関係経費に係る取組は、事故からの復旧及び原子力発電の安全対策の強化に係るものを中心とする。核燃料サイクル、放射性廃棄物、放射線利用、人材育成、保障措置及び国際の取組については、継続しないと国益を損ねると考えられるものに限って継続する。また、当該地震により被害を受けた原子力研究開発施設については、短期、中期、長期の観点から着実に推進されることが国益に適うとして計画された原子力の研究開発の取組に必要な施設であるが、同様の考え方に則って復旧を進める。

なお、これらについては内容によっては緊急性が求められるものもあり、平成23年度補正予算との機動的で柔軟な連携の検討も必要となる。

2. 基本方針

上記の基本認識に基づき、平成24年度の原子力関係経費の見積りに際して、関係府省が目指すべき重要な政策目標を次に示す。

(1) 原子力災害対策本部の定めたロードマップにおける中長期的課題への対応

平成24年度において、国と東京電力は「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」における中長期的課題に着実に取り組むことになる。

当面の課題は、環境モニタリングを継続的に実施して放射性物質による環境汚染の程度・様態を把握するとともに、環境放射線を日常生活に差し支えない水準に低下させる取組を多様な状況と要望を踏まえて広い地域において実施し、回収した放射性物質で汚染されたものを適切に管理していくことである。故郷への帰還に向けての土壌等の除染・改良の取組については、この成果を活用するのは当然としても、規模が大きくなると予想されるので、国内外から多方面の知恵を動員して最適な方法を見出し、実証試験やモデル事業を実施してこれを推進するための必要なルールとマニュアルとを定め、これに基づいて大規模に実施していくべきである。

放射線安全に関して知見を有する原子力関係機関は、国と自治体の協力により進められる被災住民の方々の安心・安全の確保のための取組に、全面的に協力す

るべきである。また、食品・海産物等の安全規制とその管理、風評被害の防止についても、原子力関係者は、これまで培った知識を研究開発によって深化・普遍化しつつ有効に活用して、積極的に協力するべきである。

なお、これらの取組は、専門性の高いものではあるが、地域・コミュニティ主体で実施されるべきものも多いので、地域・コミュニティに寄り添ってきめ細かい対応が可能となる仕組みを適切に整備して推進するべきである。

当該発電所においては、大量の放射性廃液の処理、この処理に伴って発生する大量の放射性廃棄物の管理、構内の汚染建物・土壌や災害廃棄物の処理、使用済燃料の運び出しや損傷燃料の取り出し、廃炉措置を、長期間をかけて着実に進めていくことが必要となる。国と東京電力はこれらの実施に向けてのロードマップを作成し、関係行政庁は連携してその推進体制を明確にし、必要に応じ法的枠組みを整備して、東京電力に対して着実にこれらの取組を推進することを求めるとともに、創意工夫が求められる困難な取組に関しては、効果的な技術の研究開発や実証の取組を先行して推進していくべきである。

(2) 原子力安全確保対策の強化

国は、大量の放射性物質を内包する原子力の研究、開発及び利用に係る施設が各地に存在し続ける現実を踏まえ、本年6月の原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対し日本政府が提出した報告書に示された具体的な教訓をその安全確保の実務に生かすべきであり、緊急安全対策に係る中長期的課題の達成を含む原子力安全規制の充実、原子力防災対応の強化に係る取組を着実に行うべきである。また、安全対策の高度化に有用な技術開発を推進するとともに、安全技術基盤の強化を図るべきである。

(3) 被ばくした人々の長期健康管理の取組

国は、福島第一原子力発電所事故により被ばくした発電所従事者、防災業務従事者、住民の長期的な健康管理を行う体制を整備して、これに取り組むべきである。さらに、被ばく医療体制を充実するとともに、被ばくの影響の評価とその低減化に関する研究を含む放射線防護研究の強化を図るべきである。また、放射線に対する正しい理解を目指しての情報開示、情報提供、放射線教育、リスクコミュニケーションの取組も重要である。

(4) 国際社会における責任ある行動の推進

今回の事故後の対応に関して、海外へ向けての正確でわかりやすい情報発信の重要性が認識された。今後ともこの取組を充実して推進するべきである。また、この事故に係る知見を人類の共有財産とするための国際的取組に進んで貢献するべきである。さらに、原子力安全に関する国際社会の取組の充実等を提案したことを踏まえ、これらに率先して貢献する必要がある。

なお、原子力損害賠償条約の重要性を改めて想起するとともに、この事故から核セキュリティに係る課題をくみ取り、このリスク管理に係る取組の基本的考え方を整備して、現場における取組の充実を求めるとともに、それを国際社会に発信していくことも重要である。

(5) 信頼回復への対応

国は、今回の事故を受けて国民との信頼関係の回復・強化に取り組むべきである。さらに、上記の IAEA に提出した報告書において推進するとした、原子力発電のあり方について国民的な議論を行っていくための取組を進めていくことも重要である。

また、原子力施設の立地地域においては、その安全性に関する正確な説明に対する要求が高くなっているため、関係者は正確な情報の提供等に努めるとともに、このことに関する地域社会の取組に対して積極的に協力し、支援を行うべきである。

(6) 当面の課題克服と将来に向けた研究開発・人材の確保への対応

原子力研究開発については、福島支援に高い優先順位を置くべきである。また、シビアアクシデント対策強化のための研究などを国際協力によって推進し、その成果が世界の原子力安全の向上につながるよう取り組むべきである。したがって、こうした取組を担う原子力安全研究開発推進体制を強化するべきである。

また、ウラン燃料の安定供給、核燃料サイクル、放射性廃棄物に関する取組については、継続しないと国益を損ねると考えられるものは継続する。特に、放射性廃棄物対策については将来の原子力政策の在り方がどう変化しようとするか、必須の課題であるため、着実に進める必要がある。高速増殖炉とその核燃料サイクルについては、将来の原子力政策におけるその位置づけが定まるまでの間は、技術基盤の維持や国際標準化への貢献のために必要な取組に限って実施するべきである。

る。

J-PARC 等、今回の地震により被災したが、継続的に大きな成果を生み出すことが期待される研究施設については、その復旧に注力すべきである。また、国際約束に基づく研究開発である ITER 計画や BA 活動等の核融合研究開発については、震災影響の最小化等に向けて関係者間で調整・検討を行うべきである。

上記（１）～（５）の推進の取組には産官学の叡智を結集することが必要であるから、そのための創意工夫を行うべきである。

また、引き続き各方面において専門性の高い人材が必須となる。現在の状況において、このような研究開発等を含む原子力の研究、開発、利用の取組に参加することを志す若い人材を確保するためには相当の努力が必要である。したがって、関係機関は創意工夫を凝らしてこうした人材の育成・確保に努めるべきである。